

入 札 説 明 書

国立療養所宮古南静園の園内情報システム保守管理業務入札公告（令和7年2月3日付）に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、及びその他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 石井 竜男

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 47

2. 調達内容

- (1) 調達件名 園内情報システム保守管理業務
- (2) 履行期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- (3) 履行場所 国立療養所宮古南静園
- (4) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に該当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (5) 入札保証金及び契約金保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は、被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年度～令和6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で B、C又は D等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 沖縄県宮古島市内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官定める資格を有する者であること。
- (9) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働災害補償保険 ⑥雇用保険

注：各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札関係書類に関する事項

(1) 入札書の受領期限

令和7年3月3日（月）17時00分 電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムによりがたい者は、別紙Ⅳにより申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

※郵送の場合は受領期限必着とし、受領の確認をする必要がある

(2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

国立療養所宮古南静園 会計班 砂川

TEL 0980-72-5321（内線217）

(3) 入札書の記載事項

- ① 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日、又は郵送の日とする。
- ② 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあつては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあつては、署名をもって押印にかえることができる。

(4) 入札書の提出方法

- ① 入札書（別紙1の様式）に必要な事項を記載押印し、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合は

その名称又は商号)「令和7年3月4日開札 園内情報システム保守管理業務 入札書在中」と朱書しなければならない。なお、本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

② 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

③ 郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、(2)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

原則、受領期限までに直接提出するものとし、やむをえない場合は支出負担行為担当官宛に郵送することができる。

(5) 代理人による入札

① 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人等であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(別紙2の様式)を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5. 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月4日(火) 15時00分

国立療養所宮古南静園 総合棟2階 第一会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人等を立ち合わせて行う。但し、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人等は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札

を行うものとする。

(5) 再度入札後の入札取消し

再度入札をして、なお予定価格に達しないときは、この入札を打ち切ることが出来る。

(6) 入札金額

入札書に記載する書面上の金額は、消費税を含まない金額とする。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格等を有することを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別紙様式に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 競争参加資格の確認のための書類の取扱

① 競争参加資格の確認のための書類は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しとする。

② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

③ 契約担当官等は、提出された書類については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用するのではない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。また、書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 上記4（5）①に該当した入札書は無効とする。

③ 上記6（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 落札者の決定方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもっておこなう。

② 本入札説明書 4 に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、本入札説明書 3 の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない当園職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

④ 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

⑤ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知する。

（８） 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（９） 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払う。

（10） 異議の申し立て

入札者は、入札後この入札説明書、契約書(案)等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（11） 契約関係書類の真正性の確認

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

（12） その他については、契約書、仕様書による。